

平成27年1月19日
午後1時発表

広報資料

問い合わせ先
小樽海上保安部
次長 阿部 淳一
0134-27-6118(内線3710)

平成26年の海上犯罪取締り状況について

小樽海上保安部における平成26年の海上犯罪取締り状況を取りまとめましたのでお知らせします。

1 罪種別の送致状況

- (1) 平成26年における海上犯罪の送致状況は104件60名であり、前年の153件64名から件数・違反者数ともに、49件4名の減少となっております。
- (2) 犯罪の種類別では、全体のうち漁業関係法令違反が約68%、次いで海事関係法令違反が約10%を占め、これらの犯罪のみで全体の約78%を占めています。

表 過去5年間の犯罪種類別の送致状況

罪種	海事関係		漁業関係法令違反		薬物銃器関係法令違反		海上環境関係法令違反		刑法犯		その他の法令違反		合計	
	法令違反	違反者数	違反	違反者数	違反	違反者数	違反	違反者数	違反	違反者数	違反	違反者数	違反	違反者数
平成22年	85件	31名	61件	31名	3件	0名	9件	8名	4件	3名	4件	4名	166件	77名
平成23年	59件	18名	45件	34名	2件	2名	4件	3名	7件	7名	5件	4名	122件	68名
平成24年	31件	17名	205件	84名	6件	0名	7件	6名	2件	2名	4件	2名	255件	111名
平成25年	16件	7名	122件	46名	3件	0名	1件	2名	8件	8名	3件	1名	153件	64名
平成26年	10件	4名	71件	39名	3件	0名	4件	4名	5件	4名	11件	9名	104件	60名

2 主な罪種別犯罪の傾向と事件の概要

(1) 漁業関係法令違反

マリンレジャーを隠れ蓑とした密漁者

例年6月下旬から、海水浴等のマリンレジャーに訪れる一般市民による、海産物(「うに」、「あわび」、「なまこ」、「つぶ」、「いがい」、「わかめ」、「ふのり」等)の密漁事犯が発生しており、特に夏休みシーズンの7月から8月にかけての密漁事犯が多く、依然として後を絶っていません。

前年に比べて減少した背景には、7月・8月における真夏日が少なかったことに加え、密漁防止策の一環として取組んだ各漁業協同組合、石狩、後志の各振興局等関係機関との連携による海浜パトロールも一因と考えられます。

写真1 密漁された海産物（うに・あわび等）



暴力団による無許可潜水器漁業

当部管内の海域において、暗夜に紛れ、船外機付ゴムボート・小型船舶等を使用し、潜水器によるなまこ密漁を行っている暴力団等の密漁者も多く、取締りを強化しているところ、平成26年5月に暴力団幹部を含む計13名を無許可潜水器使用によるなまこ密漁で検挙し、約249キログラムのなまこを押収しています。

今後も管内各漁業協同組合、石狩、後志の各振興局及び警察と連携して取締りを行っていくこととしています。

写真2 密漁された海産物（なまこ）



(2) 海事関係法令違反

本年の海事関係法令違反の送致件数は10件4名であり、過去5年で最も低い数値となりましたが、これまでに実施してきた当部による指導・取締りが一定の抑止効果をもたらしていると思われます。

違反内容としては、無検査船の運航や無資格運航等、人命の安全に直接影響を及ぼすものであり、依然として、船舶所有者・船長の認識下に、人命の安全確保という意識が希薄であることが窺われます。

今後、このような法令違反が皆無となるよう、継続して指導・取締りを行っていくこととしています。

(3) その他関係法令違反

その他として検挙事案が特に多かったのは、漁業無線の不法開設にかかる電波法違反です。

不法開設については、公共の電波を妨害するおそれがあることから、適正に使用される電波を守るべく、北海道総合通信局と連携を取り、同種事犯の取り締まりを強化することとしています。